

令和3年8月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を使っているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

判事補採用願を提出した73期司法修習生の採用面接の日時が書いてある文書  
(令和2年11月9日付の最高裁判所人事局長通知「裁判官採用のための面接の  
実施等について」は除く。)

2 苦情の申出がされた日

令和3年7月7日付け（同月9日受付）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）